

## 別表

資金の種類	対象区分	経営指標	承認基準	
(畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金)	1 農舎	農舎及び作業場	経営総面積 70アール以上	住宅と併設の農舎及び作業場については事業費が分割されている対象施設であり、その建築延面積が全体面積の1/2以上を占めていること。
	2 畜舎	牛舎、豚舎及び鶏舎	畜舎の標準面積はおおむね次のとおりとする。 1 牛舎 1頭当り(成牛) 9平方メートル 2 豚舎 1頭当り(繁殖) 8平方メートル 1頭当り(肥育) 2平方メートル 3 鶏舎 3.3平方メートル当り 平飼 20羽 採卵鶏 {開放30羽 無窓50羽 ブロイラー {開放40羽 無窓60羽	附帯施設は、堆肥舎、糞尿槽、給排水施設、給飼器及び飼養に必要な最小限度の管理室であること。
	3 牧さく		家畜2頭以上又は 草地面積10アール以上	
	4 かん水施設	果樹、野菜、花卉、花木及びしいたけ	1 露地栽培にあつては50アール以上 2 施設園芸にあつては1アール以上	施設は定置式であること。
	5 農産物処理加工施設	選果施設	共同利用施設の場合の受益面積はおおむね次のとおりとする。 1 果樹 20ヘクタール以上 2 野菜 2ヘクタール以上	
		製茶施設	共同利用施設の場合の受益面積は50アール以上	
6 病虫害防除施設	果樹、野菜、花卉及び茶園	果樹園及び茶園については栽培面積 50アール以上		

資金の種類	対象区分	経営指標	承認基準	
（畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金）	7 きのこ栽培施設	しいたけ原木	ほだ木保有規模おおむね3,000本以上を目標とするもの 年間拡大本数 <ul style="list-style-type: none"> <li>生 750本以上</li> <li>乾燥 500本以上</li> </ul>	原木の取得について売買契約が締結され、かつ、当該契約において納入及び代金の支払い約定日付が農業近代化資金利子補給承認申請による承認日以降となることが確実に認められるものであること。
	8 農作物育成管理施設	温室		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ビニールハウスの主構造部分は、鉄骨又は<sup>パ</sup>イ<sup>フ</sup>構造等耐久性のあるものであること。</li> <li>2 ビニール布、花卉用管理棚のみ等施設構造の一部分のみでないこと。</li> <li>3 温室の面積は1アール以上であること。</li> <li>4 加温給水施設は固定されたものであること。</li> <li>5 原則として、加温用石油を使用する施設については、次のア、イ及びウに掲げる装置のすべてを備えたもの、加温用石油を使用しない施設については、ウ及び必要に応じてアに掲げる装置を備えたものであること。 ア 施設内の保温用カーテン イ 夜間の変温管理施設 ウ 効率的な自然換気装置</li> </ol>
		葉たばこ共同育苗施設	耕作面積 3ヘクタール以上	1 箇所に設置して共同育苗を行うものであること。
	9 サイロ			素掘又は木造による構造でないこと。
	10 果樹棚		樹園地 30アール以上	
農機具等共通			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 型式検査又は安全鑑定の対象機種以外の機種を導入する場合はその使用実績等をできる限り把握して安全と確認されたものであること。</li> <li>2 同一の農業者に対し、同じ農機具を取得するため2回以上にわたって貸し付けるものについては、前回の貸付金については、償還が完了していること。</li> <li>3 特定高性能農業機械については「岡山県特定高性能農業機械導入計画」に定める基準に概ね該当するものを対象とする。 ただし、下限面積を概ね確保することができない場合は、関係機関を含めて十分検討された営農計画に基づいて策定された経営改善資金計画において計画的に償還可能であれば、対象として認める。</li> <li>4 特定高性能農業機械以外で「岡山県特定高性能農業機械導入計画」に規定がある機械については利用規模の目安を、本別表の経営指標欄に利用面積の規定がある機械については、経営指標の利用面積を概ね確保すること。 ただし、利用規模の目安及び経営指標の利用面積を概ね確保することができない場合は、関係機関を含めて十分検討された営農計画に基づいて策定された経営改善資金計画において計画的に償還可能であれば、対象として認める。</li> </ol>	

資金の種類	対象区分	経営指標	承認基準	
（畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金）	1 耕うん整地用機具	耕うん機	利用面積 70アール以上	「岡山県特定高性能農業機械導入計画」に定める一年二作を行う場合の利用規模の下限面積は、それぞれの作目の作業面積の和とする。 また、2以上の地目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値の合計したもので判断すること。
		乗用型農用トラクター	1 10PS以下の乗用型は利用面積70アール以上 2 11PS以上は利用面積2ヘクタール以上	
	2 揚排水用農機具		利用面積 70アール以上	
	3 農作物育成管理用機具	田植機	2～3条植えは利用面積70アール以上	
	4 収穫調整用機具	動力脱穀機及び動力刈取機	1 利用面積70アール以上 2 い草刈取機については利用面積20アール以上	
		もみすり機	利用面積 1ヘクタール以上	
		コンバイン	1 1条刈りは利用面積70アール以上 2 2条刈り以上は利用面積1ヘクタール以上	「岡山県特定高性能農業機械導入計画」に定める2以上の作目に利用する場合の利用規模の下限面積は、それぞれの作目についての利用規模の下限面積に対する作業面積の比の値の合計したもので判断すること。
		い草生乾燥機	利用面積 30アール以上	
	5 畜産用機具	動力草刈機	飼料畑若しくは草地の面積又はこれらを合計した面積が50アール以上	
		自動搾乳機	常時飼育搾乳牛 5頭以上	
	6 運搬用機具	農用自動車		1 運転者は農業に従事しているものであること。 2 2種兼業農家が導入するものについては、貨物自動車（トラック）に限る。

資金の種類		対象区分	経営指標	承認基準												
(果樹等植栽育成資金)	果樹等の植栽及び育成	共通	樹園地経営面積 10アール以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸付対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんきつ類</td> <td>植栽後7年</td> </tr> <tr> <td>その他の果樹</td> <td>植栽後7年</td> </tr> <tr> <td>茶</td> <td>植栽後7年</td> </tr> <tr> <td>桑</td> <td>植栽後3年</td> </tr> <tr> <td>アスパラカス</td> <td>植栽後3年</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸付対象期間	かんきつ類	植栽後7年	その他の果樹	植栽後7年	茶	植栽後7年	桑	植栽後3年	アスパラカス	植栽後3年
		区分	貸付対象期間													
かんきつ類	植栽後7年															
その他の果樹	植栽後7年															
茶	植栽後7年															
桑	植栽後3年															
アスパラカス	植栽後3年															
(家畜購入育成資金)	1 家畜の育成	乳牛、繁殖和牛及び繁殖豚	常時飼育規模は、次のとおりである。 (1) 乳牛及び和牛 2頭以上 (2) 豚 3頭以上													
	2 肉用家畜の導入	肥育牛及び肥育豚	常時飼養規模は次のとおりである。 (1) 肥育牛 5頭以上 (2) 肥育豚 120頭以上													
(大臣特認資金)	内水面養殖施設	ふ化室 養魚池 餌料倉庫		1 水田を転用し養魚池を造成するものにあつては、当該養魚池の面積のうち、水田からの転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めているものであること。 2 利子補給承認に当たっては、あらかじめ水産担当課の意見を徴するものとする。												
(農地取得資金)	農地等の取得	農地又は牧草地及びそれらに附帯する土地	取得する面積は概ね10アール以上とする。	農地等の取得については、単位面積当たりの上限基準額は10アールあたり100万円未満とする。ただし、次の場合を除く。 1 農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）第18条に基づく「農用地利用集積計画」又は基盤強化法第7条に規定する農地中間管理機構が実施する「農地売買等事業」により農地等を取得する場合。 2 特別融資制度推進会議により、その価格が収益還元価格と比較して妥当か等の観点を踏まえ、経営改善を図る上で必要なものと判断された場合。												